

県ブランド畜産物実需加速化事業委託業務仕様書

1 件名

県ブランド畜産物実需加速化事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

本県では、県のブランド畜産物として、「愛媛あかね和牛」、「愛媛甘とろ豚」、「媛っこ地鶏」を開発し、県内外へのPRを通じて、知名度の向上及び販路の拡大に取り組んできたところである。

本事業では、各ブランド畜産物の生産者協議会等が取り組む販売促進活動と連動したプロモーションを実施するなど、その活動を後押しすることで、県ブランド畜産物の実需の加速化を図る。

4 事業費

2,140,000円（消費税及び地方消費税を含む。上限額）

5 業務概要

受託者は、愛媛県及び各ブランド畜産物の生産者協議会等において、過年度に実施した取り組みや今年度実施予定の取り組みを踏まえ、本業務の実施を通じて効果的かつ効率的に各ブランド畜産物の魅力を訴求し、実需の加速化に繋がるよう、以下の業務を円滑に実施すること。

また、各ブランド畜産物の生産者協議会等が取り組む販売促進活動と連動することで、その活動を後押し、最大限の効果を創出すること。具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「事業計画書」として決定するものとする。なお、各ブランド畜産物の生産者協議会等が取り組む販売促進活動については、本事業の委託に係る企画提案型プロポーザルに参加申込みのあった者に提供する。

また、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

6 今年度各生産者協議会の取り組み予定の販売促進活動等

(1) 愛媛あかね和牛

- ① 県内旅館および飲食店におけるメニューフェア【予定時期：9月以降】
- ② 県内精肉店および量販店におけるPR【予定時期：9月以降】
- ③ その他イベント出展等【予定時期：未定】

(2) 愛媛甘とろ豚

- ① 県外量販店におけるPR【予定時期：10～11月】
- ② その他イベント出展等【予定時期：未定】

(3) 媛っこ地鶏

- ① 県外飲食店におけるメニューフェア【予定時期：9月以降】
- ② その他イベント出展等【予定時期：未定】

7 保有ウェブサイト及び SNS アカウント

(1) Instagram

- ・ えひめ3畜【公式】(ehime_sanchiku_official)

(2) Facebook

- ・ えひめ3畜 (@ehime.sanchiku.official)

(3) 愛媛あかね和牛

- ・ 公式ホームページ「愛媛あかね和牛普及協議会」
<https://akane-wagyu.jp/>
- ・ 販売サイト「篠崎畜産精肉直売店」
<https://shinozakichikusan.raku-uru.jp/>

(4) 愛媛甘とろ豚

- ・ 公式ホームページ「愛媛甘とろ豚普及協議会」
<https://amatoro.jp/>

(5) 媛っこ地鶏

- ・ 公式ホームページ「媛っこ地鶏振興協議会」
<https://www.himekkojidori.com/>
- ・ 販売サイト「媛っこ地鶏振興協議会公式通販サイト」
<https://himekkojidori-official.raku-uru.jp/>

8 委託業務

(1) ディレクション業務

- ・ 「愛媛あかね和牛」、「愛媛甘とろ豚」、「媛っこ地鶏」の各ブランド畜産物について、ブランドコンセプトや販売チャネル、今年度実施予定の販売促進活動を踏まえた上で、事業目的を達成するための最適なプロモーション計画を策定するとともに、事業の全体計画を策定し、提案すること。なお、具体的な事業計画については、企画提案のあった内容を基に愛媛県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定する。
- ・ 策定した全体計画に基づき、事業及び各種業務において進捗管理すべき数値目標（KPI）を設定し、企画提案書に記載すること。
- ・ 数値目標については、他事例を参照した数的根拠を示し、愛媛県と協議の上、設定すること。
- ・ 策定した全体計画に基づき、各種業務をディレクションすること。

(2) ブランド畜産物プロモーション業務

① 基本的な業務内容

- ・ 上記（1）で策定したプロモーション計画を基に、各ブランド畜産物について生産者協議会等が実施する販売促進活動と連動したプロモーションを実施すること。

- ・実施時期については、販売促進活動に合わせた最適な時期を提案し、愛媛県と協議の上決定すること。
- ・プロモーションごとに、例えば、ウェブサイト訪問者数や Instagram のフォロワー等の、進捗管理すべき数値目標（KPI）を設定し、それらの数値の対前年度比等を常にモニタリングし、スピード感を持って状況に的確に対応すること。
- ・目標 KPI で示した各数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

② 広告配信業務

(ア) 基本的な業務内容

- ・プロモーションごとに設定した成果目標を達成するために、最大限の効果を発揮する広告配信を行うこと。
- ・広告を行う際は、クリエイティブプラン及びメディアプランについての効果検証が可能な設計とし、数値目標（KPI）を設定すること。
- ・広告クリエイティブについては、過去事業において愛媛県が制作したクリエイティブ等の活用も含め、広告効果の最大化を図る上で最適なクリエイティブを作成すること。
- ・広告プラットフォームは、ターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安を示した上で、愛媛県と協議の上、決定すること。
- ・事業効果を高めるために必要であれば、上記 7 で示したウェブサイト等へ、特設ページを制作することも可能として、実施の際は、ウェブサイト管理事業者と連携のうえ制作すること。なお、制作に係る費用は本事業費に含めること。
- ・広告を最適化するための動画、画像、コピーライティングの編集についても実施すること。
- ・広告配信後のクリック・閲覧回数、広告接触者の属性（年齢、地域、特性など）や広告等からの誘導状況等を常にモニタリングし、スピード感を持って状況に的確に対応すること。

(イ) 配信設定

- ・各ブランド畜産物のターゲット層を踏まえた、効果的かつ効率的な配信設定を行うこと。
- ・「Call-to-Action」等を活用してウェブサイト等への誘導を図ること。
- ・動画広告を利用する場合は、興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等の工夫を行うこと。
- ・広告配信の最適化のため、SNS のコンバージョン計測タグを設置するなど、効果を高める上で必要な設定を行うこと。

(ウ) 広告配信時期

- ・広告配信時期については、社会情勢、生産者協議会等が行う販売促進活動等の実施時期を踏まえた上で、最適な時期を提案すること。なお、詳細については愛媛県と協議の上、決定すること。

③ その他

- ・上記 7 で示した公式 Instagram を利用する場合、SNS アカウントに係るパスワ

ード等の情報については、受託者決定後に愛媛県から提供する。

- ・プレゼントキャンペーンを実施する場合は、下記の事項に留意すること。
 - (a) 必要要件を満たした参加者の中から、抽選により当選者を選定すること。なお、同一人物による重複応募は無効とする。
 - (b) 個人情報、当選者が確定した時点で収集することとし、景品の発送のみに利用すること。また、その旨を応募時に参加者が確認できるようにすること。
 - (c) 景品代金及び景品の贈呈に係る一切の費用（梱包費、抽選、発送費等）は本業務委託金額に含むこと。

(3) 効果測定及び報告業務

- ・事業全体及びプロモーションごとの効果検証スキームを把握する効果検証方法を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、愛媛県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・クリエイティブ・メディアプランを評価する視点で、広告配信状況やウェブサイトのアクセス分析を行い、適宜レポートを作成し、提出すること。
- ・本業務について、広告のクリック・閲覧回数、広告接触者等の属性（年齢、地域、特性など）や広告等からのサイト誘導状況等を分析しながら、事業の中間状況に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を愛媛県と協議の上、実施すること。
- ・事業完了時に、本事業がブランド畜産物の認知や関心等の向上へ与えた影響についても、数値化して分析を実施するとともに、今後の展開について発展性をもった改善提案を行うこと。

(4) その他

- ・本業務に係るデジタルコンテンツ制作、調査・分析、報告等を含む一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て当初委託金額に含むこと。
- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県が承諾した場合はこの限りではない。
- ・業務の詳細について愛媛県と協議の上決定し、進捗状況や成果等について、綿密に情報共有しながら業務を遂行すること。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、愛媛県に提出すること。
- ・企画提案ごとに、制作費、媒体費、運用レポート費等を別立てとすること。
- ・受託者は、愛媛県情報セキュリティポリシー及び愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインを遵守すること。

9 留意事項

- ・本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、愛媛県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県と協議のうえ処理するものとする。

- ・各業務上で必要となるアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾など、全て受託者の責任において行うこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・業務実施のための個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・愛媛県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

10 著作権等

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・業務実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等々の知的財産権を適用したのものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

11 成果品

（1）提出物

- ・分析結果報告書 データ
- ・実績報告書（A4判） 紙媒体1部及びデータ
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

（2）提出場所

愛媛県農林水産部農業振興局畜産課

(〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2)

(3) 提出期限

令和7年3月31日

12 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

13 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・業務計画書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了報告書
- ・その他愛媛県が業務の確認に必要と認める書類

14 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、愛媛県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。